

No	質問内容	回答
1	実施要領P19 H30→H31年度にかけて、指定管理料が大きく変動（減額）している理由はなぜでしょうか。	第3期指定管理期間（H26～H30）の収支実績を基に第4期指定管理期間（H31～R4）の指定管理料の上限額を算定したことにより指定管理料に変動が生じております。
2	敷地内で埋設物を含め、残置するものはないと考えて宜しいでしょうか。	地中埋設物を含め、本市が行う解体工事で全て撤去する予定です。ただし、新築工事時に想定外のものが出てきた場合は本市と協議を行い決定することになります。
3	プールと老人休養施設が現状2か所に分かれておりますが、1か所にまとめても宜しいでしょうか。	1箇所にまとめて提案いただくことも可能です。
4	実施要領P7 3エ（3）について 想定延べ床面積が2,700㎡程度との発言がございましたが、プール、トレーニングルーム、老人休養施設、付加価値施設を含めた面積でしょうか。	プール、トレーニングは必要機能としておりますが、老人休養施設は必要機能としておりません。付加価値施設として、老人のみに限定することなく機能代替を提案いただきたいと思いますと考えております。
5	水道使用量、水道代が提示されていますが、下水道料金も含まれているのでしょうか。含まれない場合には下水道料金も提示していただけないでしょうか。	下水道料金も含まれています。
6	利用料金の上限についての有無はございますか。	現在の条例上では、堤根余熱利用市民施設の温水プール利用料は1時間あたり大人220円、子ども50円を利用料金の上限としています。なお、施設を新しく建て替えることから、適切な料金の提案もお願いいたします。
7	利用料金について220円は開館当時からですか。	平成29年3月31日までは利用料金200円で、平成29年4月1日から現行の220円となっております。
8	総事業費について、予定金額はあるのでしょうか。	今後の検討となります。
9	電気の無償供給はあるとの理解でよいですか。	堤根処理センター建て替えまでの間については事業者負担となります。堤根処理センター建て替え後については別途協議となります。

10	駐車場に入る車は堤根処理センターを通る方法はあるですか。	堤根処理センターは収集車両の出入りのみとしておりますため、安全性確保の観点からできません。
11	駐車場は有料にしてよいでしょうか。	ご提案をいただき、その後の協議の中で検討できるものと考えております。対話の項目としておりますので、その際にご提案をいただければ幸いです。
12	現在、子どもの土曜日利用料は無料としていますが、これも継続とするのでしょうか。	
13	容積率や高さ制限については、大きくなる（高さが高くなる）余地はあるのでしょうか。	要求水準書を満たし、都市計画で指定されている容積率・高さ制限、建築基準法の規定を超えない設計（高度突破などのただし書き許可は行わない設計）としてください。
14	土地・建物の所有区分としては、川崎市様が所有者、定借となる理解で宜しいでしょうか。	土地の所有については本市となりますが、実施方式によって異なります。
15	想定スケジュールについて、法的整理の見直しを行った理由を教えてください。	法的整理の事項については、事業者様において設計・建設工事着手実施する事項となるため、記載内容の整理をしました。
16	堤根処理センター再整備後の余熱供給を受けるための配管の整備は事業者で行うのでしょうか。それとも川崎市で行うのでしょうか。	事業者様で、本市が指定する敷地境界際を取合い点まで配管整備を行っていただきます。
17	実施要領に掲載されている現在のヨネッティー堤根の施設平面図をご提供をお願いします。	サウンディング調査のホームページに掲載いたしましたので、ご確認ください。 https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000143428.html
18	新しい堤根処理センターの建設工事スケジュールをご教示ください。	2025年度（令和7年度）解体工事着手、2035年度（令和17年度）に新処理センター竣工・稼働予定です。
19	新しい堤根処理センターの余熱供給は、いつからの開始を想定していますか？	新堤根処理センター竣工・稼働の2035年度（令和17年度）を想定しています。
20	実施要領P5 運営、ボイラー運用期間は2028年度から2030年度の2年間を想定していますか？	新余熱利用施設の稼働開始から新堤根処理センター竣工・稼働の2035年度（令和17年度）までを想定しています。